



認定書

国住指第 1174 号
平成 21 年 7 月 17 日

有限会社エムズ建築設計事務所
代表取締役 三澤 康彦 様
協同組合レングス
代表理事 中西 康夫 様
丸天星工業株式会社
代表取締役 川村 右介 様
株式会社山城もくもく
代表取締役社長 山口 昭春 様

国土交通大臣 金子 一義



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二並びに同法施行令第 107 条の 2 第一号及び第二号（床：各 45 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
QF045FL-0025
2. 認定をした構造方法等の名称
木製床仕上げ材上張／床用 3 層パネル・せっこうボード下張／木製床
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名

木製床仕上げ材上張/床用3層パネル・せっこうボード下張/木製床

2. 形状及び寸法等

(寸法単位：mm)

項目	申請構造
床厚	228.5 _{-0.3} 以上
支持間隔	2000以下(積載荷重 2900N/m ²)

3. 構成材料

1) 主構成材料

(寸法単位：mm)

項目	申請構造
①床下地材	<p>床用3層パネル(別添-7参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寸法 910×1820、1000×2000 ・厚さ 36_{±0.3} ・かさ比重 0.40_{-0.04}以上 <p>※(財)日本住宅・木材技術センターの定める「優良木質建材等の認証(AQ認証)を受けた工場で製造された材であること</p> <p>[1] 基材</p> <p>(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1) スギ</p> <p>(2) ヒノキ</p> <p>(3) カラマツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ 12.0_{±0.2} ・かさ比重 0.38_{-0.08}以上 ・幅 90～150 ・長さ 1865～2045 ・節処理 <p>[1] 下部層の基材：木材</p> <p>[2] 中間層及び上部層の基材：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1) アクリル樹脂系接着剤</p> <p>(2) エポキシ樹脂系接着剤</p> <p>[2] 接着剤</p> <p>[2]-1 積層</p> <p>水性高分子イソシアネート系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS K 6806 ・塗布量 230_{±30}g/m² <p>[2]-2 幅はぎ</p> <p>(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1) 水性高分子イソシアネート系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS K 6806 ・塗布量 230_{±30}g/m² <p>(2) α-オレフィン系無水マレイン酸樹脂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 なし (JIS K 6833 適合品) ・塗布量 230_{±30}g/m²

項 目	申 請 構 造
②床下地材 目地受け材	<p>(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1) 構造用製材(針葉樹) ・規格 JAS</p> <p>(2) 構造用集成材 ・規格 JAS</p> <p>(3) 構造用単板積層材 ・規格 JAS</p> <p>(4) 平成12年建設省告示第1452号第六号に規定する無等級材</p> <p>(5) 平成12年建設省告示第1452号第七号に規定する木材</p> <p>・材 質</p> <p>(1)～(10)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1) スギ (2) ヒノキ (3) アカマツ (4) ベイマツ (5) ベイヒバ (6) ベイツガ (7) カラマツ (8) オウシュウアカマツ (9) ホワイトウッド(スプルース) (10) ラジアータパイン</p> <p>・断面寸法 幅 105 以上×高さ 105 以上</p> <p>・間 隔 1000 以下</p> <p>・かさ比重 0.38_{-0.08} 以上</p>
③根太	<p>(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1) 構造用製材(針葉樹) ・規格 JAS</p> <p>(2) 構造用集成材 ・規格 JAS</p> <p>(3) 構造用単板積層材 ・規格 JAS</p> <p>(4) 平成12年建設省告示第1452号第六号に規定する無等級材</p> <p>(5) 平成12年建設省告示第1452号第七号に規定する木材</p> <p>・材 質</p> <p>(1)～(10)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1) スギ (2) ヒノキ (3) アカマツ (4) ベイマツ (5) ベイヒバ (6) ベイツガ (7) カラマツ (8) オウシュウアカマツ (9) ホワイトウッド(スプルース) (10) ラジアータパイン</p> <p>・断面寸法 幅 60 以上×高さ 60 以上</p> <p>・間 隔 333.3 以下</p> <p>・かさ比重 0.39_{-0.08} 以上</p>

(寸法単位：mm)

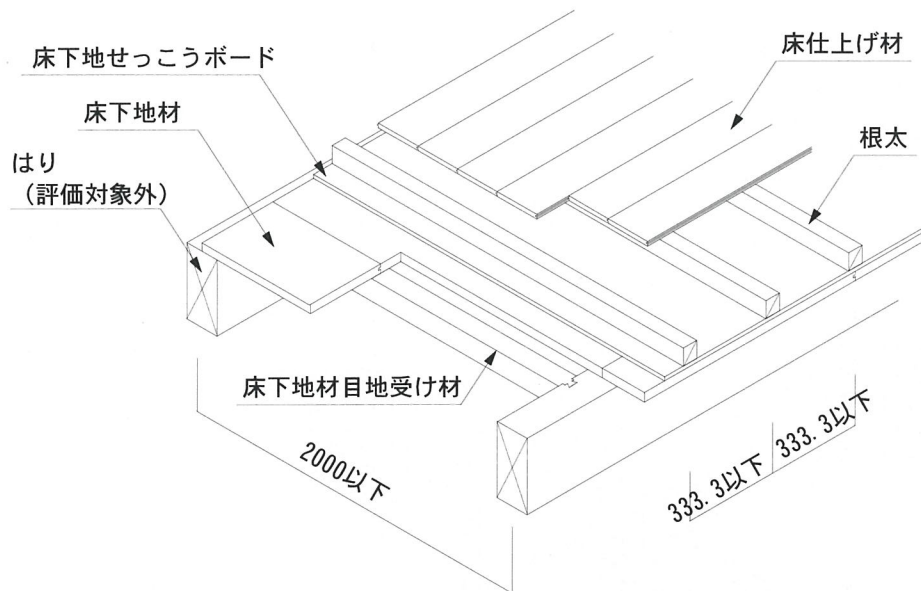
項 目	申 請 構 造
④床下地せっこうボード	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)せっこうボード(平成12年建設省告示第1400号, NM-8619) ・規 格 JIS A 6901 (2)強化せっこうボード(平成12年建設省告示第1400号) ・規 格 JIS A 6901 ・厚 さ 12.5以上 ・端部形状 1)~3)のうち、いずれか一仕様とする 1)スクエア 2)テーパ 3)ベベル

項 目	申 請 構 造
床仕上げ材	<p>(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)平成12年建設省告示第1452号第六号に規定する無等級材</p> <p>(2)平成12年建設省告示第1452号第七号に規定する木材</p> <p>・材質 (1)～(37)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)スギ</p> <p>(2)ヒノキ</p> <p>(3)アカマツ</p> <p>(4)ベイマツ</p> <p>(5)ベイヒバ</p> <p>(6)ベイツガ</p> <p>(7)カラマツ</p> <p>(8)オウシュウアカマツ</p> <p>(9)ホワイトウッド(スプルース)</p> <p>(10)ラジアータパイン</p> <p>(11)ヒバ</p> <p>(12)カエデ</p> <p>(13)ナラ</p> <p>(14)カバ</p> <p>(15)サクラ</p> <p>(16)カリン</p> <p>(17)チーク</p> <p>(18)オーク</p> <p>(19)クリ</p> <p>(20)ニレ</p> <p>(21)ケヤキ</p> <p>(22)クルミ</p> <p>(23)タモ</p> <p>(24)クス</p> <p>(25)アサダ</p> <p>(26)キリ</p> <p>(27)クロマツ</p> <p>(28)トドマツ</p> <p>(29)姫子松</p> <p>(30)ウォールナット</p> <p>(31)サワラ</p> <p>(32)コウヤマキ</p> <p>(33)カツラ</p> <p>(34)シナ</p> <p>(35)ミズメ</p> <p>(36)キハダ</p> <p>(37)セン</p> <p>・断面形状</p> <p>・厚 さ 15 以上</p> <p>・働 き 幅 75 以上 210 以下</p> <p>・端部形状 本実(長手方向のみ)</p> <p>・かさ比重 0.40_{-0.08} 以上</p> <p>・節処理 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)木材</p> <p>(2)アクリル樹脂系接着剤</p> <p>(3)エポキシ樹脂系接着剤</p>

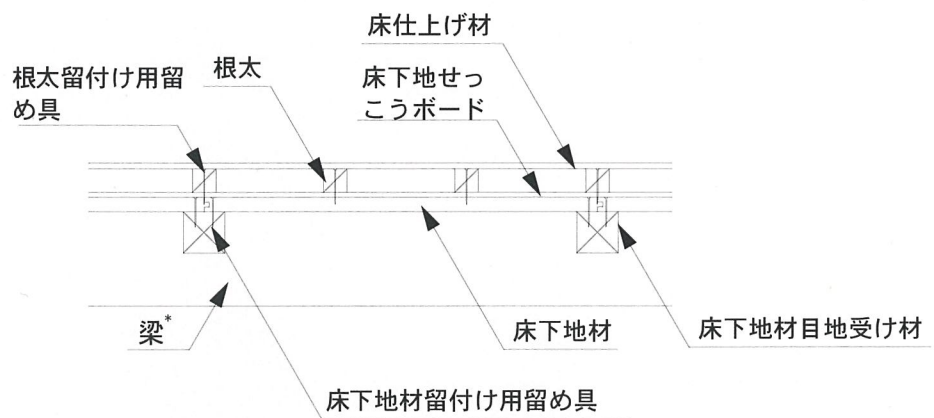
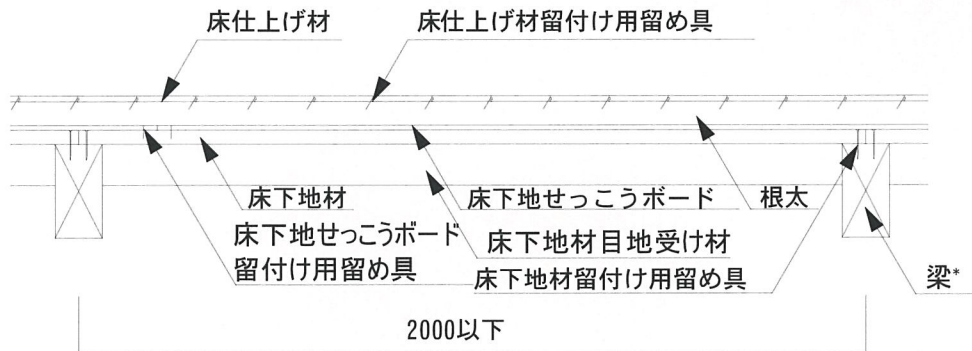
項 目	申 請 構 造
①留め具	<p>[1] 床下地材留付け用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) 太め鉄丸くぎ ・規 格 JIS A 5508 ・寸 法 $\phi 3.76$ 以上\timesL76.2 以上 (2) 木ねじ ・規 格 JIS B 1125 (ドリリングタッピンねじ) JIS B 1112 (十字穴付丸木ねじ) JIS B 1135 (十字穴付皿木ねじ) ・寸 法 $\phi 3.8$ 以上\timesL60 以上 ・留付け間隔 150 以下</p> <p>[2] 床下地せっこうボード留付け用 (1)~(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) ステープル ・寸 法 幅 11 以上\times足長 38 以上 (2) 鉄丸くぎ ・規 格 JIS A 5508 ・寸 法 $\phi 2.15$ 以上\timesL38 以上 (3) 木ねじ ・規 格 JIS B 1125 (ドリリングタッピンねじ) JIS B 1112 (十字穴付丸木ねじ) JIS B 1135 (十字穴付皿木ねじ) ・寸 法 $\phi 2.8$ 以上\timesL40 以上 ・留付け間隔 300 以下</p> <p>[3] 根太留付け用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) 鉄丸くぎ ・規 格 JIS A 5508 ・寸 法 $\phi 3.75$ 以上\timesL90 以上 (2) 木ねじ ・規 格 JIS B 1125 (ドリリングタッピンねじ) JIS B 1112 (十字穴付丸木ねじ) JIS B 1135 (十字穴付皿木ねじ) ・寸 法 $\phi 3.8$ 以上\timesL75 以上 ・留付け間隔 500 以下</p> <p>[4] 床仕上げ材留付け用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) ステープル ・寸 法 幅 11 以上\times足長 38 以上 (2) 鉄丸くぎ ・規 格 JIS A 5508 ・寸 法 $\phi 2.15$ 以上\timesL38 以上 ・留付け間隔 333.3 以下</p>

4. 構造説明図
透視図

(寸法単位: mm)



断面図

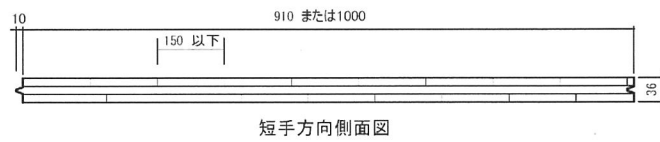
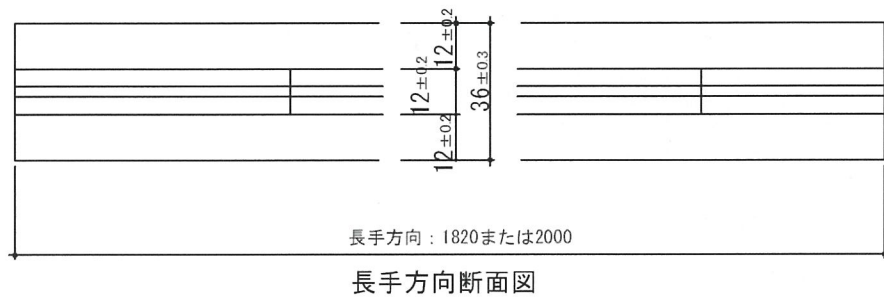
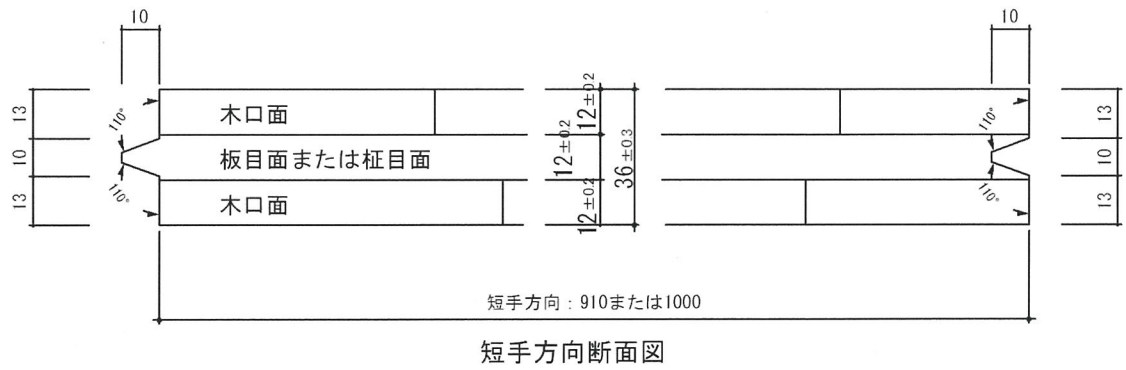


注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

* : 本評価内容に含まない

床下地材の形状

(寸法単位：mm)



※ 抜け節部は、木材、アクリル樹脂系接着剤、エポキシ樹脂接着剤のいずれかで隙間のないように補修する。

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

(寸法単位：mm)

せっこうボード端部形状・寸法

1) スクエア



2) テーパー



3) ベベル



*JIS A 6901 に準拠する

5. 施工方法

<施工図>

4. 構造説明図と同じ

<施工手順>

(1) 床下地材の取り付け

2m 間隔以下に設置したはりに、直交する方向に床下地材目地受け材を 1m 間隔以下でアリ加工にて取り付ける。床下地材を太め鉄丸くぎ等を用いて、はり及び床下地材目地受け材に取り付ける。その際、留め付け間隔は 150mm 以下とする。なお、電気配線等で床下地材に穴明け加工をする場合は、穴径 10mm 以下とし、隙間に節補修材を充てんする。

(2) 節処理

木材、アクリル樹脂系接着剤、エポキシ樹脂系接着剤のいずれかで隙間のないように補修する。

(3) 床下地せっこうボードの取り付け

床下地せっこうボードをステープル等を用いて、床下地材に取り付ける。その際、留め付け間隔は 300mm 以下とする。

(4) 根太の取付け

床下地材及び床下地せっこうボードに、根太を間隔 333.3mm 以下で、鉄丸くぎ等を用いて取り付ける。その際、留め付け間隔は 500mm 以下とする。

(5) 床仕上げ材の取り付け

根太に、床仕上げ材をステープル等を用いて取り付ける。その際、留め付け間隔は 333.3mm 以下とする。

(6) 天井面の仕上げ

必要に応じて、天井下地を設けてせっこうボード又はけい酸カルシウム板を張る。